

特定地域づくり事業協同組合が行う労働者派遣事業における 派遣禁止業務の規制緩和

政策提言先 内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省

政策提言の要旨

森林率が高く、林業が中山間の基幹産業になっている本県では、多くの市町村において林業に従事する地域づくり人材が求められているところです。しかしながら、造林作業の地ごしらえ及び植栽の業務は建設業務に当たるとされ、労働者の派遣が禁止されていることから、特定地域づくり事業協同組合の設立に際し十分な事業量を確保できない状況となっています。

人口急減地域における様々な仕事を組み合わせ、協同組合において職員を雇用して事業者へ派遣するという制度本来の趣旨とねらいを実現するため、現行の規制を緩和することを提言します。

【政策提言の具体的内容】

労働者派遣法において派遣が禁止されている建設業務のうち、造林作業の地ごしらえ及び植栽の業務については、特定地域づくり事業協同組合が労働者を派遣できるよう規制を緩和すること。

<関係法令等>

- ・人口急減地域特定地域づくり推進法、同ガイドライン（総務省）
- ・労働者派遣法、労働者派遣事業関係業務取扱要領（厚生労働省）

【政策提言の理由】

- 人口急減地域における人口流出の歯止めと担い手の確保を目的とした「人口急減地域特定地域づくり推進法」が、本年6月に施行されました。これにより、本県では現在、多くの市町村において、特定地域づくり事業協同組合の設立を目指し、検討・協議が進められているところです。
- 全国有数の森林県である本県では、高齢化や後継者不足等から林業に従事する地域づくり人材を求めているにも関わらず、造林作業の地ごしらえ及び植栽の業務への労働者派遣が禁止されているため、雇用に必要な業務を十分に確保することができず、特定地域づくり事業協同組合の設立に支障をきたしています。
- 全国的にも、同制度の対象となる人口急減地域は山間部に多く、こうした地域での主要な産業は農林業の比率が高いため、派遣事業に求められる業務も必然的に農林業に係るものが多くなります。比較的高度な技術が求められず、派遣職員の業務としても適当と思われる地ごしらえや植栽が規制されることで、本制度の目的である「地域が求める人材の確保」ができなくなり、事業協同組合が地域のニーズに十分に答えられないこととなります。
- また、マルチワーカーが求められる特定地域づくり事業協同組合の労働者派遣に係る規制を緩和しても、全国的に雇用や労働需給等に対して影響を与えることはほとんどないものと考えられます。
- こうした規制を緩和し、造林作業の地ごしらえ及び植栽の業務を派遣対象とすることにより、地域づくり人材に従事する業務全体が拡充され、事業協同組合の設立を検討している市町村にとっては、事業推進の大きな後押しとなると考えられます。